

第2回葛飾区子どもの権利委員会 議事録

I 日時：令和7年3月21日（金）午後2時～4時

II 場所：葛飾区役所新館7階 706会議室

III 出席者

1 【出席委員10人】

佐藤（ま）委員、永野委員、佐藤（あ）委員、天羽委員、江良委員、塩成委員、中野委員、武内委員、高荷委員、本木委員

2 【欠席委員2人】

矢作委員、荻原委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子ども・子育て計画担当課長、児童相談課長、他担当職員

4 【傍聴者3人】

IV 次第

1 開会

2 議事

（1）葛飾区子ども・若者総合計画（案）について

（2）第1回葛飾区子どもの権利委員会でのご意見に対する回答および取組状況について

（3）子ども・若者の意見を反映させるための取組について

3 閉会

V 配付資料

第2回葛飾区子どもの権利委員会次第

【資料1】葛飾区子ども・若者総合計画（案）抜粋

【資料2】第1回葛飾区子どもの権利委員会でのご意見に対する回答及び取組状況について

【資料3】子ども・若者の意見を反映させるための取組

【参考資料】第1期葛飾区子どもの権利委員会 委員名簿

VI 議事要旨

1 開会

委員長

・区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達する。

事務局

・傍聴人に注意事項を伝達する。

・委員の出欠状況について報告し、会議開催の定足数に達している旨伝達する。

・Web会議併用開催の注意事項を伝達する。

2 議事

(1) 葛飾区子ども・若者総合計画（案）について

委員長

議事（1）葛飾区子ども・若者総合計画（案）について、事務局から説明願います。

事務局

《資料1 説明》

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

佐藤（あ）委員

基本方針1は、若者や子育て家庭に対する支援となっています。これについては、全く異論はないですし、子どもの権利を保障するうえでは非常に重要なことだと思います。個人的な意見ですが、まず子どもの権利をどう保障するか、そのために親への支援が必要だ、というプロセスだと思うので、基本方針1に親への支援が出てきたことに対して、少し違和感を抱いたところです。

基本方針2に就学後の子どもと書かれていますが、未就学の子どもに関することはどのあたりに書かれているのか伺いたいです

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

資料8～9ページ、施策の体系をご覧ください。計画の策定においては、国の子ども大綱に倣い、ライフステージごとの事項とライフステージを通した事項に分けています。ライフステージごとの事項は、ご意見のあった基本方針1が妊娠前の過程から就学前までの子どもについて、基本方針2が就学後から若者の成長支援について、となっています。ライフステージを通した事項は、年齢を問わず、状況に応じた支援を位置づけています。未就学の子どもの支援については、困りごとに関する支援が多いと思いますので、基本方針3～5のあたりで支援をしていくと大別しています。基本的な支援は、ライフステージごとの事項に位置付け、それ以外の困りごとに対しては、どのライフステージでもここ、と位置付けているということで理解いただけたらと思います。

佐藤（あ）委員

未就学の子どもについて意見した意図ですが、私も子どもが生まれたばかりで、最初のスクリーニングの検査や予防接種、健康診断についても、子どもが受けるべき権利であろうと思うようになりました。そういった背景から、未就学児の子どもの権利をどのように保障していくかをしっかり検討していく必要があると思い、意見した次第です。

委員長

それでは、以上で議事（1）葛飾区子ども・若者総合計画（案）についてを終了いたします。

(2) 第1回葛飾区子どもの権利委員会でのご意見に対する回答及び取組状況について

委員長

議事(2)第1回葛飾区子どもの権利委員会でのご意見に対する回答及び取組状況について、事務局から説明願います。

事務局

《資料2 説明》

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

塩成委員

子どもの権利に関する普及啓発について質問です。

1点目は、今後も教育委員会と連携し子どもの権利の啓発に取り組む、と記載がありますが、連携の具体的な内容について、現在と今後実施予定の取組があれば伺いたいです。

2点目は、職員向け研修及び区民向け講座の参加者の割合、成果をどのような点に位置付けているのか、どのような課題が見えてきているか、課題への対策について伺いたいです。

事務局(子ども・子育て計画担当課長)

1点目について、これまでの取組として、リーフレットを全児童生徒の手に届くように、毎年新1年生に配付しています。また、学習用動画や絵本について、各学校に情報提供し、子どもの権利について話をする場面で使っていただくことを想定しています。新たな取組については今後さらに検討していきます。

2点目、職員向け研修及び区民向け講座の実績についてです。第1回は受講者数50名、内訳は区職員39名、私立保育所等職員11名です。第2回は受講者数37名、内訳は区職員22名、私立保育所等職員15名、第3回は受講者数37名、内訳は区職員18名、私立保育所等職員16名、区民3名という結果でございました。受講者から、もっと長い時間を使って、さらに深掘りしたいという声や、実例に基づいた内容をさらに知りたかった、という声もいただきました。来年度以降の実施に向けては、事例に基づいてお話ができるような場になっていくといいのではないかと考えています。

塩成委員

講座自体は良い取組ですので、継続することは素晴らしいことだと思います。一方で、区民の方が3名であったことから、区民が参加しやすい形を検討してほしいと思います。小中学校の教職員に参加いただけるといいと思います。先ほど教育委員会との連携の話があったと思いますが、学校の中で教職員に対して講座を実施するという形の方が参加のハードルも低いかもしれないと思います。教職員に参加してもらうという連携の仕方を検討してもらえると嬉しいです。

1点目の件ですが、連携の具体的な内容について理解できました。YouTubeの動画も先ほど拝見しま

して、10 分程でまとまっていて、とてもわかりやすかったです。あの動画が、具体的に生徒たちに届くところまでしっかり設計をして、学校と連携して取り組んでいただけるとよいと思います。学校の中で、授業の設計も一緒に実施していただくなど、そういった点も個人的には重要かと思っています。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

研修に関する教育委員会との連携ですが、我々が実施する研修に来ていただくのか、教員向けの人権研修に我々が出ていくのか、色々な形が想定できると思います。教育委員会とはこれまでも話をしているのですが、これからも話をしていきたいと思っています。また、動画に関しても、授業のカリキュラムが決まっている中では、必ず使ってくださいとまでは言いきれないですが、お知らせは逐一していきます。また、1人でも多くの子どもの目に触れていくように、これから立ち上げる子どもページのわかりやすいところに掲載し、学校を通してだけでなく、子どもが情報にたどり着ける形を目指していきたいと考えています。

委員長

ぜひ、大人の方に子どもの権利を理解してもらうことと併せて、子どもに届いているかどうかというところにも心を寄せていただくことを継続していただけるととてもありがたいと、今の話を聞いていて思いました。

天羽委員

区内図書施設や区民ホールで展示を行うとありますが、各学校に回覧することはできるのでしょうか。

少し話が逸れますが、私は、法務省の人権相談で「子ども 110 番」をやっています。子どもからの相談は少なくなっており、親からが多いです。子どもは、LINE 相談の方に沢山来ているということです。私は LINE 相談をやっていないので、状況が把握できないのですが、世の中少し変わってきたのかなという感じがします。法務省が「SOS ミニレター」を小学校、中学校向けに配付しているのですが、高学年や中学校は少なくなってきました。小学校の低学年から相談があつて、来たものに対してはすぐ返事をするという体制にしています。色々感じたことを出しても返事が来ないということがないように、すぐに返事を書く体制をとっています。

委員長

ありがとうございます。子ども本人からのアクセスについて教えていただきました。事務局何かありますか。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

展示に関してのお知らせができないかという点は、先ほどお話しした子どもページで、様々な情報を子ども向けに発信していければと思っています。その中に「子どもの権利」というページを作って、子

どもの権利を知ることができる情報を載せ、相談や意見表明ができるフォームを作りたいと思っています。今、子ども一人ひとりにタブレットが配付されておりますので、ショートカットアイコンから簡単にアクセスできると、子どもが気軽にお手持ちのタブレットから情報を見たり相談や意見ができたりする状況になっていくと思います。その場を通じてお知らせをしていければと思っています。子どもは、LINE からの相談が多いという話がありましたが、ウェブ上で展開していくことで、そこからの意見の投稿が増えてくると想定しております。内容によって他の部署に展開してご相談にお答えすることもあるかと思いますが、なるべく早く区のほうから回答が返せるように体制を考えていきたいと思っています。

永野委員

とても先駆的でよいと思ってお聞きしていました。

1 点目、区立の小中学校にはタブレットがあつてショートカットでという話でありましたが、私立の小中学校に通っているご家庭もあることと、高校生たちのアクセスはどのような計画があるかお聞きしたいです。地域と離れている分、相談しにくいということもあるかと思うので、気になったところです。

2 点目、特に被措置児童等の意見表明支援を入れていくという報告がありました。他の特別区でも議論になっていると思いますが、区の児童相談所の措置ではない子どもが区内の施設や里親宅で生活をしていることがあるかと思います。東京都の管轄の措置であるけれども、区内で生活をしている。その子どもたちに意見表明等支援を入れるかということで、色々な区がちょうど議論をしているところかと思うので、取り組み始めるといふことであれば、その辺の議論も早めに着手されるとよいと思いました。

3 点目、検証について、子どもの意見を入れていくことはとても大事なことなので、賛同するところです。社会的養護の中で、ケアリーバー調査と言われる、自立支援実態把握事業があるかと思いますが、その取組の計画についてもお聞かせください。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

1 点目については、子どもページについて、子どもが情報取得したり、相談や意見ができる仕組みがあるということを学校を通してお知らせしていきたいと思っています。

2 点目について、現在は他の自治体の措置児童に関しては管轄外となっていますが、他の自治体の動向も探りながら、検討していきたいと思っています。

事務局（児童相談課長）

2 点目について補足です。3 月 18 日に特別区児童相談所設置区の課長が集まってワーキンググループをやった中で、永野委員から話のあった意見表明支援員に関して、区が措置している子ども以外で区内で生活をしている方をどうするかという話がありました。葛飾区一時保護所に関しましては、第三者委員で意見表明支援員がやるような取組と同様の対応をしていて、週 1 回弁護士の方が意見を聴

いているという話をいたしました、それに関しては他の区から受託している子どもに関してもお話を聞いています。

児童養護施設は2か所ありますが、話を聴いていくことはできるという説明をさせていただきました。一方で、各区が措置している児童が、都内色々なところに行っていることに関して、区が意見表明等支援員を入れたときにどのように繋がっていくかは課題であることをお話しました。その日参加していた東京都の方から、意見表明支援をどのようにやっていくか検討し、都と区で丁寧に意見交換をしていきたいと思います、という話がありました。どのような形が良いか、引き続き考えていくべきと東京都と確認しているところです。

3点目、ケアリーバー調査の対応ですが、ケアリーバーの方の退所後の実態が分からなくなることから、国が社会的養護自立支援拠点事業により、継続的な支援を推進していると、本区では捉えており、整備していく検討を進めているところです。できる限り早く区内に社会的養護自立支援拠点事業を設けて、継続してケアリーバーの方を支援して、実態を把握できる仕組みを作っていきたいと考えているところです。

永野委員

詳細な議論を教えていただいております。

2点目については、おっしゃる通りで、都もどの区も議論されていると認識しています。一部の区では区内にある児童養護施設にいる子どもは全員対象とすると表明をし始めたりして、どこからやってきたかは関係なく、区で生活をしている子どものことは聴き取りに行くとしているところもあります。一方で、区外に措置している子どもにも会いに行かなくてはいけないわけで、都外施設にも行く必要があり、必要量の整理がかなり難しいと思います。子どもの権利を守る前提で、対象とする子どもたちの状況をクリアにしていくことが、議論されることかと思えます。

3点目の拠点の整備も急がれるところかと思いますが、同時に今後児相が措置解除をしていく子どもの人数が増えていくと思うので、拠点を利用するしないにかかわらず、措置解除になった後の状況の把握を別で走らせていくことも必要かと思いました。

佐藤（あ）委員

関連する内容ですので質問いたします。

意見表明支援員に関しての質問です。児童養護施設で生活する子どもに関しては、訪問して子どもの声をどう聴くかということを検討するということですが、合わせて、里親のもとで生活する子どもや母子生活支援施設で生活する子どもなど、他の施設種別の子どもにどのように意見を聴く予定をされているかぜひ教えていただきたいです。

もう1点、検証方法について、区が行っている子どもに対する支援について評価をしてもらうのは大事で、それを子ども自身に評価してもらうのは非常に重要なことだと思います。一時保護、社会的養護の元で生活した子どもが、その支援についてどう評価しているのかを聴く必要があると思っています。例えば児童養護施設であれば第三者委員が入ってその子どもたちが施設で生活していることに

対してどのような評価を持っているか聴くことができると思いますが、一時保護を経験した子どもや里親の元で生活した子どもたちが、自分が経験したケアに対してどのような評価をしているかということはどう検証するかということを考えていたりしますか、ということを質問したいです。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

意見表明等支援員に関することですが、おっしゃるとおり、里親や母子生活支援施設の方も含めて課題だと思っています。具体的なことはまだこれからになりますが、ご指摘の内容を踏まえてこれからやり方を検討していきたいと思っています。

事務局（児童相談課長）

里親に関しては、なかなか家庭にそういう方が入ることに抵抗感があると思っていまして、ベテランの里親さんから始めるというのもあるかと思うのですが、やり方に関しては、子育て支援部と児童相談部で相談しながら進めていく必要があると考えています。

母子生活支援施設だと支援員が常にいるので、児童養護施設でできるものに関しては、同様にできる部分があるのではないかと考えているところです。一時保護所に関しては、繰り返しになりますが、第三者委員が話を聴いて、結果を書面にして、一時保護所の職員とケースワーカーが確認して、今後の対応について記録しておくような仕組みを作っております。

今後の対応は、子どもの気持ちに寄り添って書くという共通認識を持って実施していますが、さらにどういったことができるかということを考えていきたいと思っています。意見を聴いてもらったことに対して、子どもがどのように評価しているかという点については、私も大切なことだと思っています。その仕組みに関しても、検討していければと思いますのでよろしくお願いいたします。

佐藤（あ）委員

ありがとうございます。先ほど、里親に入ることの難しさというふうにおっしゃっていたと思いますが、だからこそ、子どもも閉鎖的な環境で声を発信できないということもあると思うので、どうか工夫をして、入っていけるといいと思います。

事務局（児童相談課長）

里親とは、進学を祝う会やクリスマス会に私や所長も参加をさせていただいています。里子と里親の両方が参加するイベントを実施し、フォostリング機関や里親担当、我々も参加して、子どもたちの様子を掴むようにしています。参加をされない里親には、里親担当が入り、家庭の様子を気にするようにはしていますので、何をやっているのかわからないという状態にはならないようにしています。そういったところを活用しながら、意見を聴くことも今後できるかと思いましたので、そのあたりも検討させていただければと思います。

佐藤（あ）委員

サービスの子どもたちの評価というところは、場合によっては効果を図る上では、数値で子どもに回答してもらう工夫も必要ではないかと思います。そうすると、区で実施した取組がどう子どもたちに影響があったのか、効果があったのかが評価しやすいと思います。

最後の拠点のことについても、ぜひ、ケアリーバーの方や、そろそろ施設を退所する子どもの意見を聞いてもらえたらと思いました。

永野委員

里親宅に意見表明支援員が入りにくいというのは、よく耳にする話です。里親会の方と話をすると、「委託が止められてしまうのではないか」ということをとても心配に思われています。子どもが色々なことを話してくれるのはいいけれど、自分たちに話していないことを話して、子どもが取り上げられてしまうのではないかという不安がとても大きいということがあります。子どもの話を、意見表明支援員や児相の子ども担当、第三者委員が聴く、というのと同時に、フォスタリング機関などが里親の話を聴く、不安と一緒に聴く、という二本立ての方がいいと最近感じました。子どもの声を聴くためには、支援者の声を聴かないと入っていけないという感じがするので、計画のところで、そのことも一緒に検討されると実がとれると思いました。

もう1点、拠点の話題が出たので、もう1つセットで言われる、児童自立生活援助事業の活用がどのような計画かというのもぜひお聞きしたいです。10月1日にこども家庭庁が公表した資料によると、葛飾区は1型も2型も3型も0になっています。居住を確保するという意味では、とても重要な事業が始まったと思っているので、もし予定や計画があればと思い、お聞きしました。

事務局(児童相談課長)

児童自立生活援助事業に関しては、社会的養育推進計画の中で、推進していくことについて記載をしています。具体的な目標値に関しては、1型は、入居見込みが立っていないため0としておりまして、2型が11年度までに1か所5人、3型が7か所8人という目標を立てているところです。実態としては、施設でやるかどうかということを丁寧に聞きながら、必要なところに関して対応をしていくことを始めたところです。

永野委員

葛飾区はとても便利な立地にあります。元々いた施設の子どもだけでなく、他の自治体からの受け入れができるようになっているので、そういった意味で流入してくる若者のことも考える必要があると思います。拠点もそれは同じだと思います。計画の通り、または上回るような形で推進して下さるといいなと思いました。ガイドラインを作ったりしてきたので、かなりニーズに合わせた運用ができる、柔軟な制度ができて、他の国にもあまりないような仕組み、年齢条件がない仕組みですので、ぜひ活用されるといいなと思って、質問させていただきました。

委員長

今のことに関連して、私からもよろしいでしょうか。

社会的養護等自立支援拠点事業に関することで、ケアリーバーの方々に対するケアももちろん重要ですが、在宅でなかなか一時保護や措置にも至らない状態で支援に繋がらなかった方たちもこの対象に含まれています。そうした方たちがアクセスをするということについても、ぜひご配慮をいただいで事業を考えていただけるとありがたいということと、それに関連して、児童自立生活援助事業についても、自立援助ホームはご家庭から直接、措置を経由せずにアクセスしてくる子どもたちもいるということを踏まえれば、とても大事な社会資源だと思います。これについても、なかなかニーズを把握するのは難しい部分だと思いますが、ぜひそれをご考慮いただければありがたいと思います。

もう1点、子どもの意見を聴くということに関して、普及啓発のところで、低年齢の子どもや障害のある子どもに子どもの権利を伝える方法を考えていただきたいということで、私が発言したと思うのですが、障害のある子どもの施設を利用している子どもたちの意見表明をサポートするのもとても大事だと思います。リーフレット等は学校で配付をして、タブレットから子どものホームページにアクセスできるようにということで、さまざま施策を考えてくださっているわけですが、障害のある子どもに権利について伝えるための施策というのは何か今後計画がとおりかどうかお伺いしたいと思います。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

前回ご意見をいただいたところですが、今のところ具体的な方法がない状況です。これから具体的な方策を考えていきたいと思っています。

委員長

ぜひともお願いしたいと思います。

その他ございますか

高荷委員

前回の会議に参加した後、区報等で子どもの権利についてアピールしているのを拝見して、自分のアンテナが立ったというのものもあるかもしれないですが、区役所が一生懸命対応してくださっているのを感じているところです。私からは、実際に子育てをしている身の意見です。普及啓発に関して、区民向け講座の参加者が3名だったというご報告があったと思います。どうしても、今の大人の意識としては、子どもの権利を入口に講座の募集があってもちょっと堅苦しいというか、自分には関係ないと思ってしまう方もいると思います。私は、ママやパパと話す機会が多いですが、皆さん子育ての悩みはそれぞれお持ちであって、子どもの権利という入口だけでなく、親が悩みそうなテーマをアピール材料にして講座を募集して、講座の内容に子どもの権利に関する内容が含まれるような、そこに参加すると子どもの権利に関する知識が自然と得られるようなアプローチ方法を検討してもよいのかなと思いました。また、これは時間が必要な、理想論とも思ったのですが、子育て支援施設で親向けの小さ

いワークショップや講座をやっていたりするので、ゆくゆくはそういうところに参加したら、自然と子どもの権利に関する知識を親も少しずつ身につけていくみたいな流れになるととてもいいと思いました。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

当事者目線からの貴重なご意見ありがとうございます。今回、寂しい結果になってしまった部分がありますので、いただいたご意見を参考に、自分に関わりがあるテーマやとっつきやすいテーマから関心を持ってもらい、子どもの権利に関して知ってもらうというところは、少し工夫ができればいいと思いました。また子育て施設でのワークショップという話もいただきましたが、そういった取組も併せて検討していければと思います。

委員長

区の職員や私立の保育所の方が研修に参加されたということもあって、子育て支援関係の方がこの研修を受けるときに、今のような意見が生かされるような形で組み立てを考えてみていただけると、もう少し間口が広がるかもしれないと思って、今うかがっておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

中野委員

子どもの権利というのは、まだ始まったばかりでこれから周知していくのだと思いますが、なるべく早く仕組みを広めていけるように考えていただけたらと思います。リーフレットを配るだけではわかりにくいところもあると思うので、困っていることがあれば相談できるとか、自分の意見が言えるとか、わかりやすい周知の仕方を考えていただければと思いました。

本木委員

先ほど、障害のある子どもの意見表明が話題に上がっていたのですが、私は障害のある子どもに向き合う仕事をやっているもので、知的な障害や発達障害等色々な障害があると思いますが、なかなか直接意見として言えないことはあると思います。例えば、子どもの遊び場やスポーツのイベントで、私の現場では、ボッチャやペガールボールを子どもたちとやっているのですが、そこでまずは「楽しかった」とか「面白かった」ということを、マイクを向けて言ってもらいたいな、まずはそういうところから、障害を持った子どもたちは意見表明が始まるのではないかと思います。葛飾区でも、障害を持った子どもも参加できるような、インクルーシブ的なスポーツイベント等で、子どもたちが、その場で一言でもいいから発せられるような機会が増えるといいと感じました。

塩成委員

教育委員会の方に、この委員会に参加いただいて、その場で連携の仕方について検討するということが可能なかどうか、伺いたいです。委員会自体が年2回ということもあり、スピーディーに進む

ことが難しいところがあると感じます。せっかくであれば、教育委員会の方が来ていただくことが、学校での普及啓発にすぐつながるのではないかと思います。

もう1点は、小中学校で配られるタブレットではYouTubeが閲覧できない仕様になっていると伺っています。先ほどお話のあった学習用動画は、タブレットのアイコンからアクセスすればみられるのか、またそれ以外に子どものページがどのようなページになっているのかを伺いたいです。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

教育委員会の参加については、要綱上では委員長の求めがあれば出席、協力依頼をすることができるという形になっています。例えば案件に応じて、教育委員会に意見を聞きたいということであれば、この会として委員長から協力依頼、我々から召集をかけるということであれば出席は可能と思います。もう1点の動画の件ですが、制限を解除してもらっていて、閲覧ができる状態になっていると聞いています。

子どもページは、子どもが知りたい情報を庁内で調整をして作っているのですが、遊び場に関する情報やイベントに関するもの、子どもの権利、区のことを広く知れるようなもの、庁内の子どもに関する情報や子ども向けに作っている例えば防災の情報とかそういったわかりやすいページを集約することを想定しています。子どもが知りたい情報を集めて、結果的に権利や相談意見について、見て知って、繋がっていくことを期待しているところです。

塩成委員

YouTubeについては、中学生の子どもを持つ保護者の方から、まだタブレットで条例の動画が見られなかったということがあったので、具体的に後ほど教えていただけると嬉しいです。

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

委員長

それでは、以上で議事（2）第1回葛飾区子どもの権利委員会でのご意見に対する回答及び取組状況についてを終了いたします。

（3）子ども・若者の意見を反映させるための取組について

委員長

続きまして、議事（3）子ども・若者の意見を反映させるための取組について、事務局から説明願います。

事務局

《資料3 説明》

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

永野委員

計画から具体的な場所に置いてのレベルで、子どもの声を聴くということが通底していることがよく伝わってきて素晴らしいと思って拝聴していました。欲を言うようで恐縮ですが、社会的養護のことばかりで申し訳ないのですが、社会的養育推進計画の策定においての意見聴取という部分で、子どもの声を聴くということをされていると読み解いているのですが、推進計画の策定要領の中には、できる限り委員として任用することが推奨されていると思います。なかなか選定の難しさがあると聞いているのですが、社会的養護の経験がある若者や元ユースの方々を委員として任用することも視野に入れてくださるとよいと思いました。

事務局（児童相談課長）

どのように選んでよいのかというのが難しく、本区の児相も開設したばかりで経験もないこともあって、委員の皆様ともお話して、意見聴取という形にしました。委員会の場に来ていただくか、事務局の職員が聞きに行くかということも委員の皆様に聞いたのですが、当事者の方の負担も考えると、委員会に来ていただいて皆の前で話していただくのは難しいというところもあり、我々職員が施設で話を聴くということをやらせていただいたのが今回です。今後の計画の中では、当事者の方の意見を聴く、委員に含めるということはあると思いますし、今後は前提になってくるということも含めて考えていければと思います。ちなみに、今回当事者の方の意見は、計画に関係するところに当事者の意見概要を載せておりまして、4月から区のホームページに掲載しますので、ご覧いただきたく思います。

永野委員

検討された上でということで、とても大事なステップだと思います。ありがとうございました。

高荷委員

私が思っている以上にいろいろな場面でいろいろな所管課の方が意見聴取やアンケートをされているのだと知りました。アンケートや意見聴取は行うことも大事だと思いますが、それをきちんと生かしていくのが一番大事だと思っていて、これだけいろいろな課が関わっているとなるとそれぞれの課で集めた情報を共有しているのかどうか、どのように全体のノウハウに生かそうとしているのかを質問させていただきたいです。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

それぞれの計画や会議体などで出された意見は、その中での議論に収まっている部分もあると思います。所管課以外のところに関わる意見が出てくることもあります。その場合は庁内で共有がされています。回答を返す時も関係課に回答を作ってもらって返すこともありますし、回答を返すもので

ないにしても、意見があったことは基本的には共有されている形になっています。また、今回の調査自体も各課に共有いたしますので、全庁で取組を認識されるものと思っています。

佐藤（あ）委員

今の意見に関連して、子どもたちから意見を聴いて、どのように反映できるかということを検討した上で、子どもたちに、検討の経過や結果をフィードバックすることが重要と思っています。フィードバックを子どもたちにわかりやすく行うことで、意見を聴いてくれるのだ、ということに繋がっていくと思います。場合によっては、子どもたちに配っているタブレットにこんな意見が来ていて、区としてどのように検討したかということが提示できると、いろいろな子どもたちに伝わっていくのではないかと思います。負担にはなるとは思いますが、いずれやっていただきたいと思いました。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

意見に対するフィードバックについては、先ほど申し上げた区の指針の中で定めておりまして、手続きは区のホームページなどを介してお返ししているところです。ホームページに載っていることは、先ほどから申し上げている子どもページの中でご紹介をするなど、今まで以上に見やすくするような取組をやっていければと考えているところです。

委員長

私からも関連してお聞きしたいのですが、指針に基づいて、各所管課が子どもの意見についてフィードバックをしていくということですが、各所管課の皆様も指針の内容を理解されて、フィードバックの方法等についても一定共有されたうえで、選んで使われているのかどうかを確認させていただければと思います。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

指針に関しては庁内で共有しておりますし、疑問があれば我々の部署が問合せを受けながらやっていますので、指針を踏まえたとえでの取り扱いになっていると我々は認識しています。

委員長

全庁的に子どもにどういった形で意見を聴くか、フィードバックできるか、生かせるかということが共有されているということで大変ありがたいことだと思います。

塩成委員

フィードバックをすること自体は、とても重要なことだと思います。こども家庭庁が実施している、子ども若者意見反映推進事業では、フィードバックは、何が反映されたかだけでなく、反映されなかった理由なども記載しているという特徴があると思います。その部分も骨を折るところがあると思いますが、子ども若者が意見を聴かれている、受け止められていると実感する機会になると思うので、

その部分をぜひご検討いただければと思います。

例示で上げたこども家庭庁の事業では、ヒアリングを実施する際に行政の担当職員ではなく、ファシリテーターという方が間に入って意見を聴く仕組みを採用しています。実際に事業を推進する方や施設の方が聴くと意見が言いづらいところを、ファシリテーターが場づくりや意見を言いやすい環境を作っているというところが国の取組の実態としてあると思います。行政機関の意見反映の取組において、ファシリテーターの活用などは検討されるか否かをお伺いしたいです。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

意見が反映されなかった理由については、パブリックコメントで寄せられた意見に関しては、反映されたもの、されなかったもの、全て理由を記載してお返しをするような取り扱いとなっています。そのうえでヒアリングのお話もありましたが、ファシリテーターの採用について、現時点での検討はありませんが、必要ということになれば、今後検討していくことになるかと思っています。

事務局（子育て支援部長）

補足させていただきます。ファシリテーターについては、先ほどの我々の指針の中でも一方策として記載しています。ただ、具体的にどこの機関や個人に依頼をしていくかということがまだ研究中でございますので、今後、国や東京都もそうですが、ファシリテーターを入れたら非常に意見が出てきたというような実績も聞いているので、他区の事例も含めて引き続き研究させていただければと思います。

委員長

私から1つ伺いたいのですが、2ページ目のアンケートの実施ということで、丁寧に子どもの声を聴こうとしてくださること、大変ありがたいと思っています。10番目の子ども世論調査は小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒が対象になっています。今年度初めて行われたということですが、小学校4年生以下の子ども、未就学の子どもたちは、インターネットを通じて意識を調査するのは難しいかもしれませんが、別の手立てを使っていただきながら、意見を聴けるような場が設定されるのはとても大事かと思っています。この辺りは、小学校5年生以上を対象にした理由があれば教えていただきたいのですがいかがでしょうか。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

すぐやる課という部署でやっている事業で、5年生以上を対象とした理由についてすぐにはわからないため、確認させていただいてお答えできるようにしたいと思います。合わせて、4年生以下の声を聴く方策につきましても、お伝えしたいと思います。

事務局（子育て支援部長）

委員長がおっしゃったとおり、ウェブのスキルや中学年以下になると設問の意図がテキストベース

で伝わりきるかという懸念がおそらくあって、教育委員会等と相談して5年生以上としたものと考えておりますが、実際のところは確認させていただきます。それから、低学年の子どもについては、我々の指針にはいくつか組み合わせるとよいという話を載せておりまして、特にマスで調査をかける場合はテキストベース、ウェブベースで行い、それ以外のところは集団から一部分を切り取ってインタビュー形式をやっていく等です。今回初めてでしたので、ウェブ調査に至っていると推察しています。

委員長

丁寧に教えていただきありがとうございました。ぜひ次回以降の方法のところでは、一緒に協議していただいたり、委員会に出ている意見をお伝えいただけるとありがたいと思いました。ありがとうございます。

委員長

皆様よろしいでしょうか。以上で議事（3）子ども・若者の意見を反映させるための取組についてを終了いたします。

3 閉会

委員長

本日は、円滑なご審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

ご質問やご意見等なければ、本日はこれで閉会とさせていただきます。

長時間のご協力、ありがとうございました。